

本学会HP「お知らせ」欄に9月19日に掲載されましたように、日本顎顔面インプラント学会ニュースレターならびにマスコミ報道に関して理事会で審議され、文書で抗議することが議決されました。本件の進捗につきまして、研修施設長各位へ郵送にてご報告（<https://www.shika-implant.org/shika/wp-content/uploads/2024/10/202410-1.pdf>）

いたしました。細川理事長はじめ理事会の意向として、全会員にお知らせすることを目的に本メールマガジン特別号を送信することとなりました。是非、お目通しいただき、本件についての本学会の対応にご理解くださいますようお願いいたします。

広報委員会委員長 山森徹雄

（公社）日本顎顔面インプラント学会ニュースレターならびにマスコミ報道に対する本学会の対応について

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長 細川隆司

先日（2024年7月）発行（HPに公開：<https://www.jamfi.net/newsletter.html>）された日本顎顔面インプラント学会のニュースレターNo. 10に掲載されている嶋田理事長執筆の巻頭言において、当学会の名誉を著しく毀損する内容が記載されており、さらには週刊ポスト2024年8月9日号の記事において、嶋田理事長の発言として、当学会や広告可能な専門医制度に関して事実と異なる内容が記載されています。当学会と致しましては、嶋田理事長の執筆記事や週刊誌に対する発言は決して看過できるものではなく、当法人に対する「名誉毀損罪」（刑法230条1項）成立の可能性も含め、法的対応について顧問弁護士と検討を行っております。

当学会としては、理事会にて対応を協議した結果、『我々に対する誹謗中傷を直ちに止め、ニュースレター等で事実誤認の記載に関する訂正文の掲載を要請するとともに、広告可能な専門医制度確立に向け、当学会に対する批判に傾注することなく、客観的事実に即して両学会の立場を尊重しつつ未来志向で取り組むよう』お願いする内容の公式文書を日本顎顔面インプラント学会理事長宛に送付いたしました。

また、このことについては、学会HPにも9月19日に掲載し（<https://www.shika-implant.org/shika/wp-content/uploads/2024/09/keisai.pdf>）会員の皆様にご報告させて頂いたところです。

残念ながら、現時点（2024年10月22日）までに、本件に関する日本顎顔面インプラント学会から公式な回答・コメント等は得られておりません。

会員の皆様におかれましては、日本歯科医学会の専門分科会である当学会に対して、認定分科会の日本顎顔面インプラント学会理事長から公然と誹謗中傷される事態に心を痛めておられる方も多いのではないかとと思いますが、私（理事長）と致しましては、現在、毅然とした対応を行うと共に解決の糸口を探っておりますので、どうか今暫くご静観頂きたくお願い申し上げます。

本件につきまして、取り急ぎ、メールマガジンにて現状をご報告差し上げた次第です。参考までに、下記に日本顎顔面インプラント学会宛に送付した公式文書に記載された内容

の
概略を添付致します。

記

ニューズレターNo.10 巻頭言 P.1

『広告可能な専門医は当初は厚生労働省の指導の下、公益社団法人日本口腔インプラント学会と
幾度とない折衝を重ね、いざ認定試験を実施しその後名簿に収載という手筈直前まで進み
ました。』

当時、2学会は厚生労働省医政局歯科保健課と折衝を行なっていました。しかし、広告可
能な専門医を所掌しているのは、当時も今も厚生労働省医政局総務課であり、認可されてい
ない状態で
試験を実施し、歯科保健課に対して専門医名簿を提出しても総務課の審査と歯科医師会等
の承認を
とる必要がありました。従って、試験を実施して歯科保健課に名簿を提出しても、広告可
能な専門医
として認められるかどうかは確証が無く、新たに設立された歯科専門医機構に対して申請
を行い審査
を受けることを優先した方が確実に専門医の認証につながると考え、準備が開始されてい
た試験の
実施を一旦中断するという判断を致しました。当時の当会理事会の判断については、2020
年9月26日付で
貴会理事長宛に送付した『未来への提案書』に記載されており、この提案書に対して貴会
理事長名で
令和2年（2020年）10月吉日付の返書が当会宛に送られてきていることから、貴会理事長
は当会が試験の
実施を中断した理由についてご理解頂けていたと思料します。
たとえ試験を実施しても、広告可能な専門医として認められるかどうかは、厚労省医政局
歯科保健課
ではなく、総務課の審査が必要であり、さらには、これまで頑なに非承認の判断を続けて
きていた
日本歯科医師会の承認が絶対条件であったという事実、さらには、広告可能な専門医の認
証が
厚労省から日本歯科専門医機構による認定に変更になる（日本歯科医師会の承認が絶対条
件ではなくなる）、
という状況の劇的な変化が生じていたにも関わらず、歯科保健課との協議だけで両学会で
試験さえ
実施されていれば、それがそのまま広告可能な専門医として認められていたかのような主
張を
繰り返されていることは容認できません。また、試験を中止し新たに設立された専門医機
構への
申請を優先するという判断を下したのは、当会理事会における審議の末の決議結果であ
り、
実名を挙げて批判されている特定の理事が単独で個人的に下した判断の結果ではないのは
明らかです。

ニューズレターNo.10 巻頭言 P.2

『日本口腔インプラント学会は学会自体の構成を変化させる必要が生じます。要するに現
在の
臨床系研修施設はそのままでは専門医を教育できないことになります。日本口腔インプラ
ント学会は
臨床系研修施設を解体して、新たにOJT が可能な研修施設に改変するか、新生する必要が
あります。
歴史があり、認定講習会を主体として活動している日本口腔インプラント学会の臨床系研
修施設は、

認定講習会を行えなくなれば研修施設自体の存続に係わる問題となるかもしれません。臨床系研修施設の存続を守るために 日本歯科専門医機構での広告可能な専門医への参画を 諦めるような重大な困難が生じる・・・』

令和5年10月13日付の第 12 回インプラント歯科専門医(仮称)ワーキンググループ議事録には、協議事項の要旨として『両学会と検討を行ってきた 「インプラント歯科専門医教育研修施設、准研修施設の要件」について、両学会理事会において承認された旨の報告がなされた。』と明確に書かれています。その内容は、両学会で検討したもので、専門医の臨床実地研修(OJT: On the Job Training)を行うのは、当学会の「臨床系研修施設」ではなく、指導医が常勤する医療機関で施設基準を満たすものが「研修施設」あるいは「准研修施設」となって実施されるものです。このことは、両学会の理事会で承認されたと議事録に記載してありますので、貴会の理事長が知らないはずはありません。当学会が認定して実施されている「認定講習会」と「OJT」は全く別の専門医研修です。当会の「臨床系研修施設」が、新しい専門医制度において、あたかも「OJT」を担当しようとしているが資格が無くて問題になっているとか、存続が危ぶまれているかのような誤った情報を吹聴しておられることに対して、大きな疑問を抱くとともに、深く憂慮しております。当会の「臨床系研修施設」に関する誤った情報を公衆に流布し続けることは、当会の名誉を著しく毀損するものです。

週刊ポスト 2024年8月9日号 P. 45 (記事本文中に日本顎顔面インプラント学会嶋田理事長の発言として記載)

『専門医のスキルを保証するため、歯科大の常勤医になって、インプラント治療の臨床研修を受けることを条件にする案を厚労省と決定しました。』

→厚労省と決定したのであれば、それを示す公文書等をご提示ください。

何も示さずこのような主張を根拠なく続けられるのであれば、厚労省医政局総務課及び歯科保健課と協議の上、しかるべき対応を検討致します。

『この学会では、独自の専門医制度があり、受講するセミナーなどがビジネスになっていることもあり、抵抗があるのでしょうか。』

→独自の専門医制度は両学会とも有しています。また『セミナーなどがビジネスになっている』という

恣意的な表現は容認できません。『ビジネスになっている』という表現で暗に『公益社団法人である当会が

認定して実施されている専門医研修が金儲けになっている』かのように発言されていますが、

これは、当学会の名誉を著しく毀損するものであり、看過できません。

以上

編集長：山森徹雄（広報委員会委員長）
発行元：公益社団法人日本口腔インプラント学会広報委員会
〒108-0014 東京都港区芝4-3-5ファースト岡田ビル8F
<https://www.shika-implant.org/>

mail: jsoi@peace.ocn.ne.jp

※このアドレスは送信専用です。
配信停止/登録内容の設定変更は会員マイページよりお願いいたします。
賛助会員の皆様は事務局までご連絡ください。
<https://service2.kktcs.co.jp/jsoiweb/loginmember/>